

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年3月24日
大阪府教育庁施設財務課

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける 特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する取扱いについて

建設業法の一部改正により、工事毎に専任配置が必要とされる監理技術者について専任義務が緩和され、複数現場の兼務が容認されることとなりました。

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受け、複数現場を兼任する監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置について、当面の間、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

- 1 特例監理技術者については、工事の難易度等によりその配置が認められません。
 - 下記に該当する工事については、特例監理技術者の配置が認められません。
 - ① 総合評価落札方式による工事
 - ② 監理技術者に施工実績を求めている工事
ただし、専任配置する監理技術者補佐が監理技術者に求める施工実績と同等の施工実績を有する場合はその限りでない。
 - ③ 工事をする部分以外の府立学校の部分（生徒・教職員が使用する部分に限る。）から当該府立学校敷地外に通ずる通路と、工事をする部分から当該府立学校敷地外に通ずる通路又は当該府立学校敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分が重複する工事
- 2 本取扱いについては、令和3年4月1日以降の公告分から適用します。

担当：教育庁施設財務課
技術管理グループ
06-6944-7295、06-6944-9386